

## 子ども・子育て支援新制度に係る各条例（案）について

### 1. 室蘭市保育所における保育に関する条例の廃止の件について

#### 条例廃止の理由

保育所への入所基準は、児童福祉法第24条第1項で保育に欠ける児童の事由として、政令で定める基準に従い条例で定めることとされていたが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、条例で定める事由が削除された。

新たな基準として、子ども・子育て支援法施行規則において、保育の必要性の基準が定められたことにより、当該条例を廃止する。

#### 子ども・子育て支援法施行規則第1条各号（抜粋）

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 教育施設に在学又は職業訓練学校等に在学していること。
- 八 児童虐待又は配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること
- 九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

室蘭市保育所における保育に関する条例（参考）

昭和62年3月27日

条例第13号

改正 平成10年3月24日条例第10号

平成22年3月25日条例第14号

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育所における保育を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（保育所における保育の実施基準）

第2条 保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

（1）居宅外で労働することを常態としていること。

（2）居宅内で当該児童を離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

（3）妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

（4）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

（5）長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

（6）震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

（7）市長が認める前各号に類する状態にあること。

（申込手続等）

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育所における保育を行うことに関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第10号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第14号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 2. 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定の件について

### (1) 条例制定の理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育料を徴収できる根拠規定であった児童福祉法の規定が改正され、条例で保育料の上限及び徴収根拠を規定する必要があるなど、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する事項を定めるため制定する。

### (2) 条例の内容

- ▶ 公立保育所の利用者負担額について、上限及び徴収根拠を定める。
- ▶ その他特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について、子ども・子育て支援法に徴収根拠が規定されているため条例で規定する必要はないが、利用者負担額の減免規定を条例に設ける必要があるため、公立保育所同様、上限及び徴収根拠を定める。
- ▶ 公立保育所の延長保育料及び一時預かり利用料について、利用者負担額の減免規定を条例で設ける必要があるため、その徴収根拠を定める。  
なお、利用者負担額の詳細については、規則で別に定める。

## 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（保育費用の支払を含む。）に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）その他利用料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### （利用者負担額）

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担額は、当該政令で定める額を限度として市長が別に定める額とする。

2 法附則第6条第4項に規定する家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める利用者負担額は、市長が別に定める。

### （利用者負担額の徴収）

第4条 市長は、市立保育所（室蘭市立保育所条例（昭和37年条例第15号）第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）において支給認定子どもに対し保育を行ったときは、当該支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条第1項に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、支給認定子どもに対し法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条第2項に定める利用者負担額を徴収する。

### （延長保育料の徴収）

第5条 市長は、市立保育所において別に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から延長保育料を徴収する。

2 延長保育料の額は、市長が別に定める。

### （一時預かり利用料の徴収）

第6条 市長は、市立保育所において別に定めるところにより実施する一時預かりを受けた小学校就学前子どもの扶養義務者等から一時預かり利用料を徴収する。

2 一時預かり利用料の額は、市長が別に定める。

### （利用者負担額等の減免）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、利用者負担額、延長保育料及び一時預かり利用料を減免することができる。

（1）災害等特別の事情がある場合

（2）その他市長が特別の事情があると認めた場合

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。